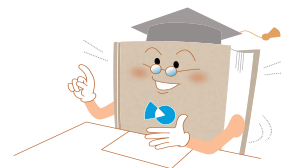




知っておきたい!

未来の安心を守る 「公証人制度」



「公証人（こうしょうにん）」や「公証役場（こうしょうやくば）」って聞いたことはありますか？「聞いたことがあるけれど、自分には関係のないお堅い場所」と思っている方もいらっしゃるかも。ご相談を受ける中で、「もっと早く公証役場を利用していれば、トラブルを予防できたのに」と感じることも多々あります。ちょっと遠い存在の「公証人制度」についてわかりやすくご紹介します。

1. 「公証人」ってどんな人？

公証人は「国が認めた契約や遺言の証明のプロ」です。裁判官や検察官、弁護士など、長年、法律の実務に携わってきた大ベテランが任命されています。

point

公証人が作成する「公正証書」は非常に強い証拠力を持ちます。

3. 司法書士と公証役場の関係

司法書士は、お客様と公証役場をつなぎ、公正証書がスムーズに完成できるようにサポートします。

司法書士の主なサポート

- ＜ 公証役場との連絡・調整
- ＜ 公正証書の案文作成
- ＜ 公正証書遺言作成時の証人の手配・立会い

公証人制度は、将来のトラブルを防ぐための心強い仕組みです。いざというときに役立つ制度のひとつとして、頭の片隅に置いておいていただければと思います。

2. どんなときに公証人制度を活用するの？

① 遺言書を作るとき

— 公正証書遺言 —

自分で書く「自筆証書遺言」は、書き方によっては無効になってしまうリスクがあります。亡くなった後に「本人が書いたものなのか？」と揉める原因になることもあります。

point

公証人に作ってもらう「公正証書遺言」であれば、形式の不備で無効になる心配はありません。

原本が公証役場に保管されるため、紛失や改ざんの心配もありません。

② 離婚の条件を決めるとき

— 離婚給付公正証書 —

離婚に際して、養育費、慰謝料、財産分与などの支払いの約束を、口約束や私文書だけで済ませてしまうのは大変危険です。

point

公正証書にしておけば、万が一、相手が養育費などを支払わなくなった場合に、裁判を起さなくても、相手の給与や財産を差し押さえる「強制執行」ができる場合があります。この「執行力」が、公正証書の大きなメリットです。

③ 老後の生活が不安なとき

— 任意後見契約 —

将来、認知症などで判断能力が低下したときに備え、あらかじめ信頼できる人に、財産管理や介護の手配などを頼んでおくのが「任意後見契約」です。

point

この契約は、必ず公正証書で作らなければならないと法律で定められています。